

第2号様式

平成22年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所		平成22年11月24日(水)10:00~13:45 法務省大臣官房施設課入札室	
委員		角田 茂 (大学参事) 委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間		平成22年4月1日から平成22年7月31日	
抽出案件		総件数 8件	(備考)
工事	一般競争	1件	
	標準指名競争	1件	
	随意契約	1件	
業務	標準プロポーザル方式	1件	
	一般競争	1件	
	簡易公募型競争	1件	
	標準指名競争	1件	
	随意契約	1件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等		意見・質問	
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		具申又は勧告	回答
		なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 応札者が一者であった契約について 入札者は、他に入札者がいないことは分かるのか。</p> <p>2 指名停止等の運用状況について 岩手県や青森市発注の工事において独占禁止法違反があり、違反業者に対して法務省でも指名停止にしたとのことであるが、国が発注する工事において談合等があった場合には、地方公共団体でも指名停止にするのか。</p> <p>法務省発注案件で特別重点調査資料を提出しなかった者を指名停止にしたとのことであるが、他省庁でもこの者を指名停止にしているのか。</p> <p>他省庁発注案件で特別重点調査資料を提出しなかった者が指名停止になった場合には、法務省では指名停止にしているのか。</p> <p>特別重点調査資料を期限までに提出しなかった場合に不正又は不誠実な行為として指名停止になるというのは、他の発注機関でも同じような運用になっているのか。</p> <p>特別重点調査資料を提出しない場合は指名停止期間が6か月となっているが、比較的重い処分ではないか。</p>	<p>本件はいわゆる紙入札案件であるため、開札の時に分かる。</p> <p>各地方公共団体の指名停止基準に基づき、指名停止になると思われる。</p> <p>特別重点調査資料を法務省に提出しなかったことをもって、他省庁では指名停止にはしていない。</p> <p>していない。一般的に独占禁止法違反や建設業法違反等の場合には、各発注機関が共通的に指名停止にしている。他方、個別事案の場合や工事事故が生じたものそれほど重大でないと認められた場合には、当該発注機関やその関係機関に限って指名停止にする運用がなされている。</p> <p>特別重点調査を導入している省庁では同様の運用になっていると思われる。</p> <p>特別重点調査は低入札価格調査の一環であり、低入札価格調査は予算決算及び会計令が根拠となっている。法務省競争契約入札心得でも、低入札価格調査を行うときは</p>

独占禁止法違反行為等に関連して、指名停止措置要領を改正したとのことであるが、今回の改正で、ペナルティが従来に比べ重くなっている。どこまで重くすればよいかという議論がなされたかと思うが、このような改正になるにはどのような事情があったのか。また、昔から独占禁止法違反事件はあるが、なぜこの時期の改正になったのか。経済不況等の影響でここ数年件数が増加しているなど、何か事情があったのか。

### 3 工事発注案件

#### (1) 一般競争入札

##### 【福島刑務所収容棟等新営(建築)工事】

3者が無効になっているが、特別重点調査の結果、無効になったのか。

特別重点調査を実施する場合の調査対象基準価格は、事前に発表されているのか。

最近の経営事項審査の考え方は、一般管理費がきちんと確保されている会社はポイントが高くなるようになっている。このため、建設工事全般で、入札参加者が現場管理費を削って一般管理費を多く見せる

調査に協力しなければならないとされていることから、入札者の義務となっている。また、特別重点調査対象工事であることを入札説明書にあらかじめ記載し、これを入札条件としているにもかかわらず、資料を提出しないことから、重い処分となっている。

重大な独占禁止法違反行為に該当する場合には、より厳しく対応しなければならないという議論等が中央公共工事契約制度運用連絡協議会で行われ、同協議会でモデルが改正されたので、当省においてもモデルに準じて改正を行った。

なお、モデルの改正は、平成20年6月及び平成22年6月に行われている。

そうである。

各費目(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の割合は公表しているが、予定価格は公表していないので、特別重点調査の対象価格も非公開ということになる。

当方では積算基準に則り、現場管理費や一般管理費等を計上している。積算基準や特別重点調査の対象となる基準は公表しているので、入札参加者は当然これらを承知の上で内訳書を作成しており、各割合については共

<p>という傾向が見受けられる。予定価格を作成する時の現場管理費や一般管理費の案分については、きちんとルールに則ってやることが重要である。</p> <p>予定価格は入札後に分かるのか。</p> <p>特別重点調査の対象になると指名停止になるのか。</p> <p>(2) 標準指名競争入札 【平成22年度中央合同庁舎第6号館B棟空調設備改修工事】</p> <p>一般競争入札に付したが、競争参加希望者がいなかったため、改めて指名競争入札に付したとのことであるが、一般競争入札の際と指名競争入札の際では、工事の内容を変更したのか。</p> <p>指名競争入札にするだけで応札者が増えるなどの効果があるのか。</p> <p>かなり低い金額で落札し、かつ手間のかかる工事だと思われるが、業者としては利益が出る工事なのか。</p> <p>(3) 随意契約 【平成21年度東京少年鑑別所保護室棟等新営工事（第3回変更）】</p> <p>第1回変更契約及び第2回変更契約の内容は何か。</p>	<p>通の認識であると思われる。特別重点調査の対象となる各割合は、これ以上価格が下回ると原価割れをするなど諸々に影響が出るおそれがあることから、このように設定をしている。</p> <p>契約締結後に公表している。</p> <p>特別重点調査資料を期限までに提出しなかったり、ヒアリングに応じなかったりした場合には指名停止になる。3者については、期限までに資料を提出し、ヒアリングにも応じている。</p> <p>一度入札を行って不調になった場合には工事の内容を変更することはあるが、本件は入札公告を行っただけであるので、入札方式のみ変更した。</p> <p>当初の入札公告が目にとまらなかったのかもしれない。本件では20者指名して10者が辞退をしたが、10者が入札に応じたものである。</p> <p>機器の更新が中心なので現場での工事は少ないと思われる。</p> <p>第1回変更契約及び第2回変更契約については、工期の変更のみで、工事内容の変</p>
---	---

<p>コンクリートガラが埋められていたと のことで、どんな経緯で埋められていたの か分からないが、既設の建物を取り壊す ときに基礎が地下に残っていたというわけ ではないのか。</p> <p>変更理由は地中埋設物が発見された とのことだが、事前の調査では地中埋設 物があることは判明しないのか。</p> <p>4 業務発注案件</p> <p>(1) 標準プロポーザル方式</p> <p>【甲府法務総合庁舎実施設計業務】</p> <p>告示15号になって設計報酬の範囲と か算定根拠が厳格化したはずであるが、 応札者側の見積価格と予定価格とがずれる 点はどのような部分か。より積算のベースが 一致するようになったのか。それとも開き が大きくなったのか。最終的な内訳は、最 初に出した内訳のどのようなところが削ら れているのか。</p> <p>(2) 一般競争入札</p> <p>【熊谷拘置支所新営工事に係る土壌調 査】</p> <p>入札時に他の業者の入札価格は分かる のか。</p>	<p>更はない。</p> <p>以前は敷地内処分をしていたことがあり、 それが残っていたものと思われる。</p> <p>本件の地盤調査は、鉄の筒を数箇所 に打ち込んで地盤の強度を測るボー リング調査であり、偶然地中埋設物 に当たれば、そこにコンクリートガラ があることが判明するが、その部分 にガラが埋まっていなければ、通常 の地盤だという判断がされる。また、 実際には地中埋設物の分量は掘って みないと判明しないことから、処分 費やどの程度掘る必要があるのかは、 施工時に確認をしながらできない。</p> <p>内訳書の提出は求めているので、削 られた内容は分からない。本業務で は、告示に示されていない範囲のも も含まれており何ともいえないが、 過去の算定根拠に比べて応札者側 の算定金額が高くなっていることは 間違いはない。</p> <p>本件はいわゆる紙入札案件であり、 開札の際、全入札者の入札額を 読み上げるので分かる。</p>
--	--

<p>低入札価格調査にはならないのか。</p> <p>(3) 簡易公募型競争入札 【福島刑務所収容棟等新営工事監理業務】</p> <p>算定根拠は同じベースでやっているにもかかわらず、1者だけ価格の乖離が大きいのはなぜか。</p> <p>監理業務の内容については、決まっているのか。</p> <p>(4) 標準指名競争入札 【北九州医療刑務所女子収容棟等新営工事監理業務】</p> <p>監理業務の具体的な内容はどのようなものか。</p> <p>実施設計業務は外注しているのか。</p> <p>実施設計業務と監理業務は別業者でなければならないのか。</p> <p>指名業者の中に実施設計業者は入っているのか。</p> <p>実施設計を行った業者を入れないという決まりはなく、機械的に決めているので、入らない場合もあり得るということか。</p> <p>落札価格がかなり低いのが、この原因はどこにあるのか。</p>	<p>予定価格が1,000万円を超えていないので、低入札価格調査対象とはならない。</p> <p>工事のように数量公開はしていないので、すべての入札参加者が当方が求めている内容で入札をしているかの確認はできない。</p> <p>監理業務のマニュアルによって業務内容は決まっている。監理業務は、ほとんど人工だけの積算になるので、効率よく配置ができれば安くできると判断していると思われる。</p> <p>設計図面どおりに工事がなされるかを確認する業務である。</p> <p>そうである。</p> <p>同じ業者であっても実施設計業務と監理業務の管理技術者が異なっていればよい。</p> <p>入っていない。</p> <p>そうである。</p> <p>諸経費や技術費を大幅に削っている。</p>
---	--

(5) 随意契約

【宮城刑務所全体改築に伴う若林城跡  
第11次発掘調査及び第8次・第9次  
発掘調査報告書作成刊行業務】

予定価格と契約価格の差異は何か。

契約どおりの人工であるか否かの確認  
はどのように行っているのか。

仙台市教育委員会から提出された実施計  
画書の数量が、予定価格決裁時と契約締結時  
とで違っていたことによる差異である。

最後に確認を行っている。